

電気工事業の廃止の通知について

建設業の許可を受け、電気工事業者の開始通知をしている方が事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければなりません。

1 廃止の通知に必要な書類

- (1) 電気工事業廃止通知書（様式第14の5）
- (2) 電気工事業者開始通知書受理通知書

※ 紛失などにより電気工事業者開始通知書受理通知書を返納できない場合は、電気工事業者開始通知書受理通知書紛失届出書を提出してください。

※ 失った電気工事業者開始通知書受理通知書を発見したときには、遅滞なく返還してください。

2 届出方法

上記の必要書類をそろえて、提出してください。

様式第 2 3 【第 3 4 条】

電気工事業廃止通知書

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	

年 月 日

広島県知事様

(〒 -)

住 所
ふ り が な
氏名または名称

法人にあっては
代表者の氏名
電 話

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 5 項の
規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

年 月 日 広島県知事許可 (-) 第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

(備考) 1 ×印の項は、記載しないこと。

電気工事業者開始通知書受理通知書紛失届出書

年 月 日

広島県知事様

住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

電気工事業者開始通知書受理通知書を紛失しましたので、次のとおり届け出ます。

1 通知年月日及び通知番号

2 紛失年月日